

令和8年7月10日

保護者様

荒川区立第六瑞光学校
校長 柿原 直昭

風水害の気象警報が発表された場合の対応について（通知）

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動および児童・生徒の安全確保にご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、気象庁による新たな防災気象情報の開始に合わせ、令和8年6月2日付けの通知により、風水害の気象警報が発表された場合の対応についてお知らせしたところですが、近年の台風接近時の状況を踏まえ、児童・生徒の安全を第一に考えた「風水害の気象警報発表時における対応」を見直しました。

つきましては、下記の内容をご確認いただき、今後の登校等の判断や備えをお願いいたします。なお、本内容は現時点のものであり、今後の気象状況等により変更となる場合があります。

記

1 授業実施（臨時休業等）の判断について

原則として、気象庁の警戒レベルや公共交通機関の計画運休、他自治体の状況などを総合的に勘案し、教育委員会が原則として前日までに判断し、速やかに保護者の皆様へ連絡します。学校（園）もしくは教育委員会からの緊急連絡（スクリレ等）を必ず確認できるようにしてください。

2 臨時休業時の「オンライン配信」の実施について

安全確保のため学校（園）が臨時休業となった場合は、自宅等でのオンライン配信を実施します。

前日の時点で「オンライン配信」と判断した場合、その後天候が回復した場合であっても登校には変更せず、予定通りオンライン配信を行います。

ただし、地域に避難勧告等が出され、避難が必要となる状況（命の危険がある場合等）においては、オンライン配信は実施いたしません。安全確保を最優先してください。

なお、幼稚園・こども園につきましては、いずれの場合にもオンライン配信は実施いたしません。

3 授業を実施する場合

登校するときには通学路の状況や気象警報を確認して、通学時の安全確保を第一にしてください。警報等が発表されていない場合においても、天候が不安定な場合や通学の安全が確保できない場合は、登校を見合わせる判断をしてください。

なお、登校時の天候等の状況に応じて保護者の判断で登校を見合わせた場合は、遅刻や欠席とはなりません。次に登校するときに、連絡帳などでお知らせください。

4 その他

日頃から、各家庭において災害時の対応について話し合い、避難場所や避難経路を確認するなど、安全の確保に努めてください。

【参考】

- ・ 気象庁HP <あなたの街の防災情報（荒川区）>

https://www.jma.go.jp/bosai/#pattern=default&area_type=class20s&area_code=1311800



- ・ 授業実施判断の流れ

		河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮	暴風
レベル5	特別警報	情報に注意し、各家庭において身の安全の確保を行う。				
		荒川・石神井川 臨時休業 (給食なし)	臨時休業 (給食なし)	臨時休業 (給食なし)	臨時休業 (給食なし)	レベル5相当 臨時休業 (給食なし)
レベル4	危険警報	情報に注意し、各家庭において身の安全の確保を行う。				
		荒川 臨時休業（給食なし） 石神井川 西尾久地区の一部のみ 臨時休業（給食なし） ※対象：尾久第六小学校 尾久第二幼稚園	臨時休業 (給食なし)	日暮里地区の一部のみ 臨時休業 (給食なし) ※対象：第一日暮里小学校	臨時休業 (給食なし)	レベル4相当 臨時休業 (給食なし)
レベル3	警報	事前に避難方法を各家庭で決め、状況に応じた行動をとる。				
		荒川のみ 臨時休業 オンライン配信 (給食なし)	臨時休業の場合 オンライン配信 (給食なし)	臨時休業の場合 オンライン配信 (給食なし)	臨時休業の場合 オンライン配信 (給食なし)	レベル3相当 臨時休業の場合 オンライン配信 (給食なし)

※荒川のみ、河川氾濫の場合は、レベル3以上で臨時休業

※幼稚園・こども園については、オンライン配信は実施しない

【問合せ】

副校長 井口 輝人

電 話 03-3891-5239